

三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金（第2期） Q & A

【当事業について】

番号	質問	回答
1	特別高圧とは何か。	電力会社との電力受給契約の中での供給電圧の区分のひとつで、大量の電力を使用する施設（大規模な工場など）で用いられます。供給電圧の区分には、低圧、高圧、特別高圧があります。 供給電圧は、電力会社との契約書や、電力会社からの請求書で確認できます。
2	施設が特別高圧を利用しているか分からないが、どのように確認すればよいか。	入居されている施設の管理者にお問い合わせください。
3	なぜ特別高圧だけ対象なのか。	家庭等への支援を最優先に措置するとの考えのもと、低圧と高圧については、令和5年1月から国の負担軽減策がとられています。一方、主に大企業が契約している特別高圧は国の負担軽減策の対象外となっています。しかし、特別高圧の利用者の中には、中小企業もあることから、県において国の交付金を活用し、中小企業を対象に支援することとしたものです。
4	なぜみなし大企業は対象外としているのか。	大企業の子会社等のいわゆる「みなし大企業」は、大企業から支援が受けられる環境にあるため、実質的に大企業と同じと考えられることから対象外としたものです。
5	支給対象期間を令和5年10月から令和6年3月としているのはなぜか。	支援対象期間については、すでに実施済みの令和5年4月から9月までの6か月分の支援を再度実施するという趣旨であるため、新たに令和5年10月から6か月間の支援を実施します。
6	支給単価を1.8円/kWhとしているのはなぜか。	高圧利用者に対する国の負担軽減策と同じ単価としています。 なお、決定される支援額については税抜き表記となります。

【申請について】

番号	質問	回答
7	「〇月使用分」とはいつからいつまでのことか。	「〇月使用分」は検針日の属する月によって判断します。例えば、4月10日～5月9日の電力使用量を5月10日に検針し請求があった場合、これが4月使用分（5月検針分）となります。 電力会社や商業施設等からの請求書の「〇月分」の表記と異なる場合もありますので、ご注意ください。
8	申請書類はどこで入手できるのか。	三重県のホームページからダウンロードしてください。 なお、申請書類の郵送等はありません。
9	申請書類はどのように提出すればよいか。	簡易書留等（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）により、事務局宛に提出してください。 なお、持参による受付は行っていません。
10	申請書類の提出に係る郵送料は、申請者の負担となるのか。	郵送料は申請者の負担でお願いいたします。
11	窓口で申請書類の作成補助や持参による受付を行っているのか。	窓口での申請書類の作成補助は行っていません。また、持参による受付も行っていません。 なお、申請書類の作成に当たり、御不明な点等がありましたら、事務局（電話059-228-5195）にお問い合わせください。
12	電力使用量が分かる書類とは何か。	電力会社からの請求書、請求明細書等（商業施設等に入居している場合は商業施設等からの請求書、請求明細書等）になります。 なお、申請時はコピーを提出してください。

13	電力使用量が書かれた明細書を紛失したが、どうしたらよいか。	明細書の発行者（電力会社又は入居する施設の管理者等）に明細書の再発行か、電力使用量が分かるものの発行をお願いしてください。
14	特別高圧電力を受電していることが分かる証明書とは何か。	電力会社との契約書や、電力会社からの請求書等になります。（商業施設等に入居している場合は、電力会社と商業施設等との契約書、電力会社から商業施設等への請求書等） なお、申請時はコピーを提出してください。
15	従業員数は法人全体で判断するのか、事業所単位で判断するのか。個人の場合はどうなのか。	従業員数は法人全体の常時使用する従業員数（パート・アルバイトも含む。）です。個人の場合は個人の営む事業全体の従業員数（代表者は除く。）です。 従業員数を証する書類としては、法人であれば例えば労働保険概算保険料申告書や賃金台帳等があります。個人の場合は従業員数を証する書類は提出不要です。
16	県内で商業施設を運営していて、特別高圧電力を受電しているが、当社と電力会社との契約書等を入居しているテナントに渡さなければならないか。	商業施設等の管理者から事務局に特別高圧電力の供給を受けていることを示す書類（電力会社との契約書、電力会社からの請求書等）を提出いただければ、その施設のテナントからの申請は、契約書等の添付を省略いただくことも可能です。詳しくは事務局（電話059-228-5195）にお問い合わせください。
17	三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金（第1期）に申請した場合、再度すべての意必要書類を提出する必要があるか。	三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金（第1期）に申請いただいた方は、 募集案内《交付申請》に記載の（2）～（6）は内容に変更がない限り省略可能です。

【対象者について】

番号	質問	回答
18	本社が三重県外にあり、事業所・店舗は県内にある場合は支給対象となるのか。	本社が県外にあっても、三重県内の事業所において特別高圧を受電していれば対象になります。
19	NPO法人、財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人は支給対象となるか。	支給要件を満たしていれば対象となります。

20	特別高圧電力の契約を行っている大企業の工場の一角に入居して売店を営んでいる中小企業だが、支給対象となるか。	商業施設に限らず、工場等の特別高圧電力を受電している施設内で配電を受けている場合も、支給要件を満たしていれば支給対象となります。
21	特別高圧を受電する商業施設から対象期間中に退去し、県内の（特別高圧を受電していない）別の場所で営業を継続している場合、支給対象になるか。	令和5年10月使用分以降で、特別高圧の電気料金を負担していた期間は支給対象になります。
22	商業施設に入居しているが、商業施設側からの電気料金の請求が使用量に基づかない場合、申請はできないのか。	申請できます。この場合、商業施設から請求された月の電気料金をもとに支援額を決定します。 (例) 電気料金が月100,000円の場合 『電気料金(円) = 消費電力(kWh) × 料金単価(円/kWh)』 料金単価については、資源エネルギー庁が提示している、令和5年7月請求分時点での「標準的なご家庭(※)における電気料金単価」を用いる。 (中部電力管轄であれば27円/kWh、関西電力管轄であれば22円/kWh) ※30Aで400kWhを使用されるご家庭をモデルとして試算 $100,000 \div 27 = 3703.7\text{kWh}$ (少数第2以下を切り捨て) $3703.7 \times 1.8 = 6,666\text{円}$ (1円未満の単数が生じた場合は切り捨て)
23	使用量に関係なく定額で契約している場合、支援金の対象になるのか。	本支援金はエネルギー価格高騰による事業者の負担増加を軽減させるための制度であるが、定額料金を支払っている場合はエネルギー高騰の影響を受けているとは考えられないため、支援金の対象外となります。

【交付決定について】

番号	質問	回答
24	支払いに係る審査結果は、通知があるのか。	交付決定した場合は、申請者へ「交付決定及び支援額確定通知書」を送付します。
25	「交付決定及び支援額確定通知書」はどこに住所に郵送されるのか。	法人の場合は、申請書の「郵便物の希望送付先住所」欄でチェックを入れた住所に、個人事業主の場合は代表者の自宅住所に郵送します。

26	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。 なお、振込先口座の情報が分かる書類として通帳のコピーを提出いただく際には、金融機関名、口座番号、名義人が記載されている箇所のコピーをご用意ください。
27	支援金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	申請書類の受付後、審査が完了した申請から順次、お支払いします。申請締切日の間際は申請が集中し、申請書類の確認に時間を要しますのでご了承ください。
28	現金での支給は可能か。	現金払いはできません。